

(議題2) 撤去工事等について

- ・平成24年度の工事の報告……別紙
- ・平成25年度の工事の概要……別紙
- ・水位低下に係る運用について
- ・関連工事の実施について

下記のページに掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(坂本、中津道)を背景図として使用したものである。

【掲載ページ】14

・水位低下に係る運用について（案）

○ 荒瀬ダム水位低下に係る運用要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、荒瀬ダム等、藤本発電所取水関連施設の除却のために設置する水位低下装置に関して、具体的な操作方法等その他必要な事項を定めるものとする。

（水位低下装置の使用目的）

第2条 水位低下装置から放流する目的は、次のとおりである。

- （1） 本体撤去開始前に、土砂の流出状況や濁度の変化を見ながら貯水位を徐々に低下させる。
- （2） 本体撤去工事中に、転流工として使用する。
- （3） 洪水を利用して自然排砂を行い、土砂の流出状況を確認する。

（水位低下装置の操作方法）

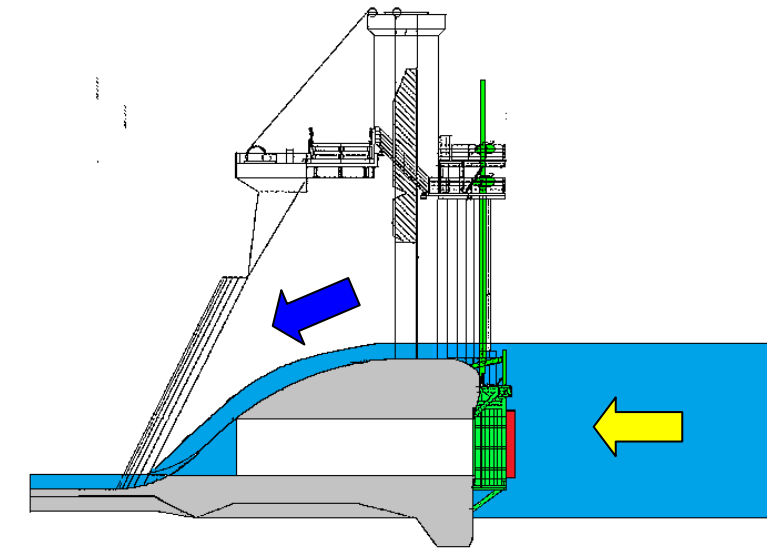
第3条 水位低下装置の操作は、次のとおり実施するものとする。

- （1） ゲート操作は1日1回を原則とし、水位低下速度が平均的に1日0.7mとなるように調整する。
- （2） 流量に応じた水位に低下（以下「水位低下完了」という。）した場合、速やかにゲートを全開にするものとする。
- （3） 下流の水位に急激な変動を生じないよう操作を行うものとする。ただし、流量が急激に増加しているときは、当該流量の増加率の範囲内において、放流することができるものとする。
- （4） ゲートが一旦全開になった場合は、その状態を維持するものとする。

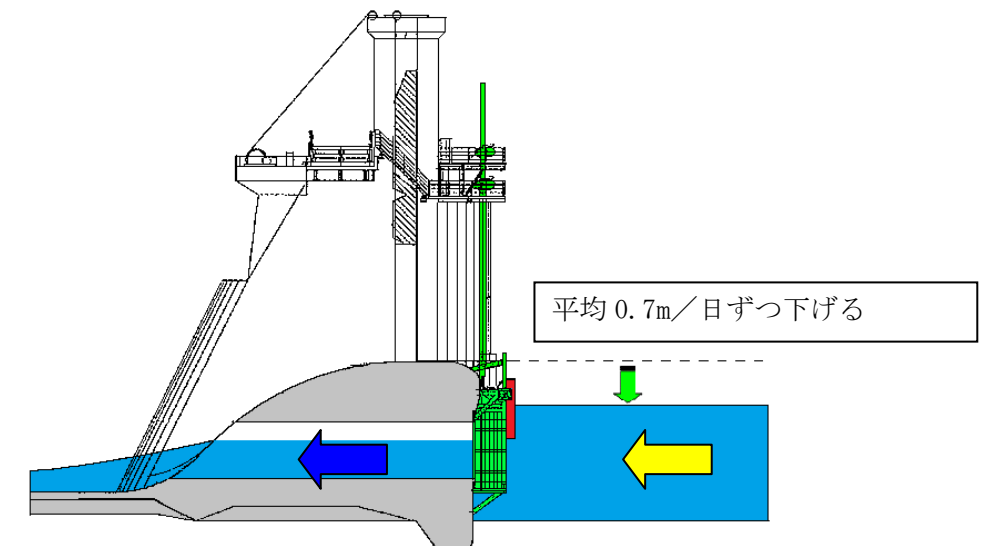
（水位低下の開始）

第4条 水位低下は、平成25年6月10日正午から開始するものとする。ただし、それ以前に1000m³/sを超える流量が予想される場合には、速やかに関係機関と協議し、前条の規定に基づきゲート操作を行うものとする

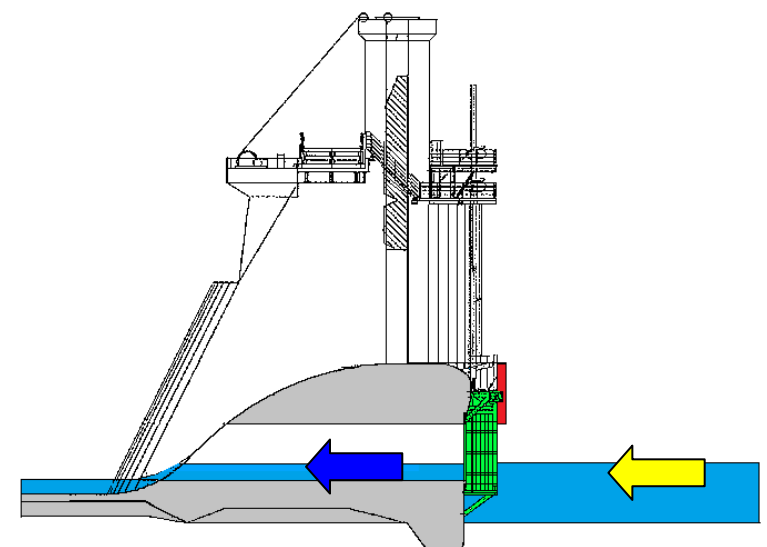
水位低下前



水位低下中



水位低下後



・ 関連工事の実施について
平成25年度 関連工事実施箇所

